

教育民生常任委員会

令和6年7月8日

(開会 午後1時29分)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

本日の委員会に健康こども部長の出席を求めました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

これより所管事務調査を行います。

初めに、放課後児童クラブについてを議題といたします。

説明を求めます。

松田健康こども部長。

健康こども部長 : それでは資料に基づきまして説明をさせていただきます。

1 件目、資料の1ページになりますけれども、放課後児童クラブについて、内容とい
たしましては、令和6年度の状況について説明させていただきます。

最初に、大きな項目ですが、1番目といたしまして、利用者数、待機児童の状況、2
番目といたしまして、施設数、単位数の状況、それから2ページになりますけれども、
3番目として、国庫補助制度の変更点、令和5年度と比べての変更点について説明させ
ていただきます。

4番目には、放課後児童支援員など、放課後児童クラブ職員の充足率、そして、最後
に5番目、支援を必要とする児童への対応について説明させていただきます。

具体的な内容、担当の児童保育課長から説明をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

委員長 : 岩淵児童保育課長。

児童保育課長 : それでは私から、資料の内容について説明をさせていただきます。

まず、放課後児童クラブについて、利用者数と待機児童の状況でございます。

こちらについては令和6年度の今月1日時点のものになりますが、利用者数は1,352
人ということで、前年度と比較しまして、132人の増加となっております。

これは、一関地域で2単位増となったことと、あとは、花泉地域、室根地域で統合小
学校の整備に合わせて、校舎内に専用施設を整備したことにより、利便性が向上して、
利用者の増加につながったと思われまます。

待機児童については、ゼロ人となっております。

2、施設数と単位数の状況になります。

こちらについては、21施設、42単位となっております、昨年に比べて単位数だけ1
減となっております。

これは、下の表にもありますけれども、花泉地域のはずみの里の単位数が、2単位か

ら1単位に減となったという形になっておりまして、これも、花泉地域の統合小学校の影響によるものと思っております。

詳細については、以下の資料のほうを御覧いただければと思いますが、地域ごとの施設名、それぞれの単位数、定員、学年ごとの利用者数を記載させていただいております。

続きまして、3、国庫補助制度の放課後健全育成事業のほうの令和5年度からの変更点、当市に関係ある部分3点ほど御説明をさせていただきます。

まず、(1)放課後児童支援員、常勤職員に限りませけれども、2名以上配置した場合というところが追加になっております。

こちらについては、年間の開所日数ですとか、あとは構成する児童の数、そういったものによって、単価や積算の仕方が変わるなど、積算方法がいろいろな組合せでたくさんありますので、例として挙げさせていただいております。

構成する児童数が40人、年間の開所日数が285日、平日12時に開所して19時に閉所する。

土曜日が45日、長期休暇中の開所も45日、7時開所、19時閉所の施設ということで、比較をした場合です。

令和5年度の基準額ですと、支援員1人に補助員1人という形で、年額654万4,000円でありました。

こちらについて、令和6年度の基準、支援員が2人配置できるという状況になると、年額934万1,000円という形になってございます。

続いて(2)基準額の単価の改正ということで、今お話しした(1)と同じ条件の中の施設で比較した場合になります。

令和5年度の基準額、支援員1人と補助員1人の場合は、先ほどお話ししましたように、年額654万4,000円ですが、同じように、令和6年度が基準額として支援員1人と補助員1人の場合ですと、674万9,000円ということで、20万円程度の増加となっております。

そして(3)ということで、各加算事業の単価の改正がございました。

①として、障がい児受入推進事業ということで、受入れのために職員を配置するというような場合ですと、205万9,000円ということで、令和5年度からは5万円ほど上がっております。

②として、送迎支援事業費ということで、送迎支援をしている場合、そちらの費用に対してということになりますが、こちらは53万6,000円という形になっております。

1万5,000円増という形になります。

続いて、③の小規模放課後児童クラブ支援事業ですが、こちらは、児童が19人以下の小規模クラブに、複数の放課後児童支援員を配置した場合のものになりますが、こちらは64万3,000円ということで、11万8,000円の増という形になっております。

④放課後児童クラブ育成支援体制強化事業ということで、こちらは、清掃ですとか、あとは学習支援の環境整備等の補助を行う職員ということで、そういった職員を配置した場合のもので、これが150万ということで、4万9,000の増加というふうになっております。

続いて、4の放課後児童支援員など、放課後児童クラブ職員の充足率でございますけれども、支援の単位ごとの支援員、補助員などにつきましては、最大8人、最小2人というふうな状況になってございます。

ただし、職員数が多い単位でも、短時間勤務の職員が多くて、職員が潤沢にいるということではありません。

次の丸になりますが、令和5年度でいいますと、一関地域の放課後児童クラブを退職した方の数は、90人のうち20人が退職というふうな形になっております。

ただ、しっかりとした調査をこちらでも行っているわけではありませんので、ちょっと正確なところは不明ではあるのですが、短期間で離職される方が少なからずいるというふうな状況となっております。

続いて、5の支援を必要とする児童への対応でございますが、特別支援学級に通級している児童など、支援を必要とする児童、障がい児推進事業の対象者を除くということ、俗に言うグレーゾーンにいる児童というふうなことになるかと思われませんが、こちらに対しての支援ですけれども、各施設での受入れ状況をまずは確認をした上で、必要に応じて現状では対象となっていない児童がですね、障がい児受入事業の対象となるような形で、教育委員会が設置する就学支援委員会を公の機関として位置づけるなど、そのためにはですね、要綱等で明文化をするというふうな必要があるのですが、そのような必要な措置を講じて加算の価値をこれから検討していきたいというふうに考えております。

資料の説明については以上になります。

委員長：これより質疑を行います。

那須委員。

那須委員：何点か質問させていただきます。

まず、1番目の利用者数についてお話しいただきました。

前年度の比較での132人の増加という理由につきましても、そういった利用につながった経過についてもお話ありましたが、待機児童ですけれども、今年度ゼロということだったのですが、いわゆるいろいろ利用率の増につながる以前の待機児童というのは、ちなみに5年度幾らだったか、4年で幾らだったか、待機児童数の数字があれば、教えていただきたいと、いわゆる今は待機児童がゼロで、様々な利便性につながった効果、統合とか、そういったことからゼロになったのはいいのですけれども、ちょっと去年おとしの待機児童の数の数字があれば教えていただきたいというのが1点。

それから3番目の国庫補助制度の中でもいろいろ5年度と6年度の基準も含めて話していただきましたが、ちなみに、これから教育民生では具体的に大東の、大東放課後児童クラブのほうに視察というか、状況を見に行く予定でおりますが、本当だったら全地域のお話を聞きたいのですけれども、ちなみにこの3番という国庫補助の関係の取組の中で、(1)(2)(3)もそれぞれ説明いただきましたが、大東児童クラブのほうで取り組んでいるこの事業の中身があれば教えていただきたいというのが2点目。

そして3点目は、4番目で放課後児童クラブの退職された方が少なからずいる状況で

あるというお話もいただきましたが、やはり放課後児童クラブでの職員の関係の方がどうしても短期間で退職するっていう状況については、理由としてはどのように捉えているのかの確認が3点目で、4点目ですが、特別支援を要する児童へのっていうことの中で、これもあえて大東放課後児童クラブに聞きますけれども、今、これから調査をするというような状況なようですが、この取組遅かったのではないかなという気がします。

もっと早く児童クラブの中に特別支援を必要とする子供たちの対応っていうのは、もっと早く確認しておいて、その対応すべきだなと思っておりましたが、やはり現場からもそういった話があつての取組の対応なのだから、この対応をするという経過について把握していると思いますけれども、そういった経過ですか。

そして今後、調査していくっていうのはいいのですけれども、やはり本庁のほうにもそういった話があつたと思いますが、取り組む経過についてお話ししていただければと思います。

今後の取組の具体的なものもあれば、その調査の仕方の具体的な調査の方法について、既にあるかと思いますが、その辺もあれば、お話をいただければと思います。

取りあえず以上です。

委員長：岩淵児童保育課長。

児童保育課長：今の御質問の件ですけれども、まず1点目、待機児童の数でございますが、令和4年度、令和5年度についても、待機児童はゼロというような形になってございます。

すみません、続いて国庫補助、大東のほうの取組ということですが、すみませんちょっと資料を手元に持ち合わせておりませんので、ちょっと詳しい中身まではこちらに今資料がありませんので後で御報告させていただきます。

あとは、職員ですけれども、短期間の理由ということですが、推測する部分になってしまって申し訳ないのですが、どうしてもやっぱり就労の時間ですとか、長い時間の就労であれば、やはり夏休み期間中とか限られた期間になってきますので、どうしてもそういった就労時間に合わないというような理由ですとか、どうしても都合がつかないということが多く見られるようです。

あと、特別支援の取組の経過についてですけれども、こちらについてはですね、令和6年度の2月通常会議の一般質問におきましても、猪股議員から、放課後児童クラブにおける障がい児受入推進事業の関係で質問をいただきました。

その際にですね、具体的にある児童クラブのほうからそういった御相談を受けたということでお話をいただいて、こちらとしても、それに対しての対応をというところで検討をしてきたところでございます。

それで、通常会議の際の回答のときはですね、この公の機関というところに、その教育委員会が設置する就学支援委員会が当たるのかどうなのかというところの確認が取れませんでしたので、そのときは検討するというような形で回答させていただいたところですが、そちらの公の機関に関しては市の判断で位置づけることができるというような御回答いただいたので、これからそちらについては検討してまいりたいというふうな形になっております。

委員長：今後の取組についてというのもそれですか。
岩渕児童保育課長。

児童保育課長：すみません、失礼しました。

今後の取組についてですけれども、今後は回答いただいたところなので、これからの検討というような形になってしまいます。

委員長：那須委員。

那須委員：4点ほどの中での1点、職員の関係、就労時間の関係の話もありましたが、一番人的なところが大事だと思います。

職員の体制が一番重要だと思いますけれども、2番の施設の中での表にも利用率の表をしっかりと数字で出していただいていますよね。

いわゆる100%を超える状況というのは、それだけ定員に対して、その通っていただける子供さんたちの利用が多いということだと思うのですが、要は職員がそれだけの利用率が150近くになっているところも含めて、これはなかなか大変だと思うのですよね。

そういったところの部分の対応についてもどうするかって質問しますけれども、あえて、どういうふうなことをどういうふうに考えているか。

御答弁をお願いしたいと思います。

委員長：岩渕児童保育課長。

児童保育課長：先ほど、加算のところでもお話をさせていただいたところなのですが、どうしても支援員さんの事務量とかそういったところが多分多くて大変なのかなというふうに感じております。

ですので、国庫補助制度の(3)の④にあるように、放課後児童クラブ育成支援体制強化事業ということで、支援員さんだけではなくて、その支援員さんの仕事のカバーといいますか、準備といいますか、そういった雑務に関しても実施していただけるような方を雇っていただけるように、こちらとしても周知をして、それに対しても支援があるということをいろいろ周知しながら、対応できればというふうに思っております。

委員長：那須委員。

那須委員：この利用率、数字でしっかり出ているから、ちょっとあえて聞きたいなと思ったのですけれども、例えば、厳美児童クラブさん145.8%もある利用率なのですけれども、先ほど、待機児童さんが去年もおととしもなかったということの中で、やっぱり状況的に、いつの頃からはやっぱり待機児童があって、今、職員数がある程度抑えるという表現じゃないでしょうけれども、職員もある程度配置されながらきたと思うのですが、ちなみに、厳美児童クラブさんもずっと待機児童がゼロで、これだけの利用率も上がったとい

うことになっているのか、数字的にはあまり150%使用だったので、あえて待機児童について、ちょっと前はどうかだったのだから、数字があれば教えていただければと思います。

委員長：松田健康こども部長。

健康こども部長：放課後児童クラブの利用率なり、待機児童数というの、全体として捉えていかなないと駄目なのかなと思っています。

結果、市内全域で利用者数ゼロだったというふうなことですけれども、定員も各地域、施設ごとに定められているとはいえ、やっぱりその年によって、利用者が多い少ないというのがありますから、子供たちを安全に受け入れる範囲内で、定員オーバーしても受け入れていっているというふうな結果であります。

すみません。

具体的に厳美の分で過年度の利用率は資料を持ち合わせておりませんでしたが、そういう考え方でございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：何点かあるのですが、先ほど、那須委員からもありました待機児童数がゼロ人ということなのですが、例えば、わかばクラブですとか、はしわクラブさんは、5、6年生の利用がない。

こういう規定によるものだったりもするのかなと思っています。

その点と、それからよく1年生の壁というのはよく言われるのですが、4月に入学して、クラブが始まる時期、児童クラブが始まる時期を教えていただきたいと、ということと、大東の場合には、ほかは小学校単位でクラブが設置されているのか、大東の場合には、大東小学校に1つということで、長期の休業、学校が休みのときには、大原ですとか、分校という形でやっているわけなのですが、そういうことをやっているところがあるのか、そしてまた、分校という形で、その長期休暇にやるとまた支援員さんが足りるのかどうかということですね。

それから、大きな3番の(3)の②送迎支援事業をやっているクラブというのはどこなのか教えていただきたい。

以上です。

委員長：岩淵児童保育課長。

児童保育課長：まずは、待機児童の数の関係で、確かに、わかばクラブ、はしわクラブに関しては、学年で受け入れてないといえますか、そういったのもあって、waninaruというところが、今、一応学区を越えて受入れをするというような形で、実際は実施しております。

ですので、目に見えてといえますか、そういった形の待機児童というのは今のところ

ゼロという形にはなっているという状況です。

1年生の壁の関係になりますけれども、放課後児童クラブについては、在校生がいらっしゃると思いますので、在校生に限っては前年度から引き続き4月ということになりますし、新入生に関しては4月以降準備が整った段階で申請を受け付けて、始めるというような形になるかと思っております。

大東の絡みも出まして、その分校してやってらっしゃるのかという部分なのですが、まず、各学校にあるかと言われると放課後児童クラブ自体はその各学校にあるわけではないところもやはりあります。

花泉でいえば、学校の中にあるもの、あとは学校の外にあるものということでもございますし、千厩であれば千厩もそのとおり千厩小学校さんの部分で2つというような形で、ほかの学校のところにはなかったりということもございます。

あとは、それぞれの小学校、東山地域、室根地域、川崎地域もそれぞれ小学校ではあるものの1つというような形ですし、藤沢地域は、藤沢小学校、黄海小学校にそれぞれというような形でありますので、特にその分校的な形でやっているというのはちょっと聞いていないところですね。

大東地域以外のところでいくと。

そして、送迎ですね。

送迎支援についてですが、送迎支援をやっているクラブの数、送迎支援についてですが、送迎支援については滝沢児童クラブでやってらっしゃることになります。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：ありがとうございます。

そうすると、わかばクラブさんとはしわクラブさんの5、6年生がwaninaruさんに行ってらっしゃるって方もあるということで、送迎も使わないと、歩けるような距離なのか、そこがwaninaruが送迎やっているのかなと思ったのですが、また滝沢が送迎支援をやっているということで、大体、保護者の方がお支払いする何ていうのですか、利用料が月7,000円とあとおやつ代とか、そういう形が多いのかなと思うのですが、送迎支援のその仕組みといいますか、その辺のところも教えていただければと思います。

委員長：渡邊入所入園係長。

入所入園係長：私のほうから送迎支援のことについて御説明をさせていただきます。

まずはwaninaruさんについては送迎を行ってはいるのでございますけれども、こちら有償での送迎になっていまして、送迎支援に関しては、無償の送迎しか加算がつかないので、waninaruさんは対象外ということになってます。

滝沢児童クラブさんは弥栄小学校のほうの児童さんを受け入れていて、そちらのほうから送迎という形で、タクシーと委託契約を結んで、保護者負担なしで送迎をやっていますので、この送迎支援が入るといった形になっています。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：送迎支援が滝沢の場合は保護者負担がなしということで、これは保護者負担なしということは市が補助しているという形なのでしょうか。

委員長：渡邊入所入園係長。

入所入園係長：保護者からの負担はないのですが、その分を放課後児童クラブが負担して、放課後児童クラブに送迎支援事業ということで、市から加算しています。

委員長：松田健康こども部長。

健康こども部長：今の話を補足しますと、児童クラブが無料で送迎をすると、それに対して市が委託料を出す。

その市からの委託の財源として国の加算金が入るというふうな仕組みであります。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：先ほどの1年生の壁のところ、在校生は4月から使えるのですが、1年生が準備が整ってからということで、これは保育園のときから多分、児童クラブを利用しますよみたいな、何かアンケートとか、何かやっているはずなのですよ。

その辺でやっぱり、新年度から利用ができるような形にしないとですね、保護者の方が本当に1年生をうちに早く帰らせて、心配だという声がありますので、ぜひこれは利用希望を取った上で、4月から準備整えていただければと思いました。

委員長：松田健康こども部長。

健康こども部長：なるべくそういうふうにしたいと思います。

事前にアンケートを取ってもやっぱりですね、いざ入ったら使わなかったとかっていうと、今度支援員確保してもってというふうな問題も出てきますので、なるべく早く利用できるように努めたいと思います。

委員長：菅原委員。

菅原委員：私からは、まず、この利用の表を見ていて、やはりこの利用率が100%を超えているところがたくさんあるのですが、大体先ほどの説明で、平均的なところってというのがなかなかやっぱりその年度によっても難しいってような御説明もありましたが、やはりその日その日によっても利用率は変わってきているのかなとは思っていますが、平均的に100%を超えるようなときは、やはり少ない指導員さんでやりくりをしているのかど

うかっていうところを、もう少し御説明いただきたいなと思います。

それから、今年度、はずみの里さんが花泉の児童クラブが充実したことによって、学校に併設されて、充実したことによって、2単位から1単位に減ったということがあったのですが、経営状況とかそういった場合、大変になっているのか、それほど変わらないのか、ちょっとその状況とかをお聞きしたいなと思います。

それから、一番最後の支援を必要とする児童への対応とあるのですが、やはり、グレーゾーンの子供たちが年々増えていっているというような状況がある中で、一番最後の③の加算の可否を検討していきたいと考えているというふうに書かれているのですが、その加算の可否のこの加算の部分というのは、市独自の財源なのか、それとも国にきちんと要求できて予算措置されるようなものなのかをちょっと御説明いただきたいなと思います。

そしてあともう一つは、児童クラブを巡ってというか、調査をしていて、施設の老朽化とか、または施設が狭いとか、やはり個別に施設に関するそのハードの部分なのですが、課題や問題を抱えている児童クラブさんを見かけているのですが、そういったときのその施設に対するハードの部分に対するこの市の措置というのが、どういった支援があるのかということをお聞きしたいなと思います。

委員長：岩淵児童保育課長。

児童保育課長：まず指導員の数のことになりますが、こちらについてはやはり100%を超える利用率の場合であっても、決められた単位数の指導員が必要になりますので、そこは少ない人数のところできりくりをしていただきながら対応いただいているというふうな形になっております。

はずみの里の経営状況につきましてですが、はずみの里のほうにつきましても、実際希望者が少なくなっているということもありまして、自分たちで経営ができる成り立つ範囲での運営というふうな形での対応というふうになっております。

あとは、支援を要する児童に関してですが、こちらについては、先ほどもお話しのように、就学支援委員会で、そちら公の場という形にさせていただいて、必要な措置を講じた場合には、3の(3)の①にあります。

障がい児受入推進事業ということで、それらの児童のために多様に職員を配置した場合の加算を国から受けることができますので、それを通じて支援をしていくというふうな形になります。

あとは児童クラブの施設の老朽化につきましては、こちらにつきましても、国庫補助制度なりなんなり、施設に対しての事業もありますので、そういったところ希望を取りながら、市としても支援をしながらですね、そういった希望を取って調整したりというところで支援をしていくような形になろうかと思っております。

委員長：菅原委員。

菅原委員：それでは、はずみの里さんの経営状況のことなのですが、元々人数を見ても、35人

の定員に対しては、それ以上の受け入れがあると。

何かその人数的に少なくなっている要因とかというのは、例えば、市街地に外れているとか、何かそういった、ちょっと分からないのですが、理由みたいなのがあれば教えていただきたいと思います。

それから、国にハードの部分に対しては、国庫補助なりなんなり、そういったものがあるようなのですが、大体それはどういう、結構簡単に申請ができて使えるものなのかどうか。

そこら辺ちょっと教えていただきたいと思います。

ハードに対する。

委員長：岩淵児童保育課長。

児童保育課長：まずは、はずみの里の要因になりますが、推測のところでお話をさせていただきますと、はずみの里さん自体は、今まで花泉地域の老松小学校のところにあったわけなのですが、老松小学校自体もお子さん少なくなっていて、何年前には日形小学校と統合してというような状況があります。

そしてまた、小学校と大してそこまであまり距離があるわけではないということもあって、多分小学校の児童クラブを使われる方と、はずみの里を継続して使われる方とというような形で分かれているのかなというふうに推測をしております。

あと、施設の整備の関係ですが、こちらについては通常の国庫補助金等と同様にですね、施設のほうの希望をこちらで取って、それを国のほうに申請を上げて、あとはそれがその国なり県なりの予算によって補助が決定するかどうかというところを確認した上でというような形の、一連の補助の手続と同じような流れになるかと思っております。

委員長：菅原委員。

菅原委員：その場合ですね、そのハードの施設の国庫補助の希望を取ってというところなのですが、負担割合みたいな、そういった運営する側の負担みたいなのか、そういうのはあるのでしょうか。

もし、そういった市が大体。

委員長：岩淵児童保育課長。

児童保育課長：ちょっと詳しいところの資料は持ち合わせておりませんが、実際、クラブのほうの負担もあるかというふうに思っております。

大体4分の1ぐらいかというふうに思いますが、正確なところは後でまた御連絡させていただきたいというふうに思います。

委員長：松田健康こども部長。

健康こども部長：補足しますと、クラブもいろいろな形態がありますけれど、公設民営で一関市の施設であれば市で負担になります。

それから、民設民営というか、完全な民設であれば、いろいろメニューによっては補助率は違いますけれど、基本は4分の1の国庫補助ですから、4分の3が自己負担になるという。

すみません失礼しました。

4分の3が国庫補助ですので4分の1持ち出しというふうなことであります。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：注文です。

わかばクラブはこれからの進み具合ですけれど、一つ、PLOT、あれはやっぱりただの教室なん、PLOT。（マイクが入ってない）・・・PLOTにミソウイだけど、分かりました。

PLOTの扱いはどういうふうに情報を得てますか、前の豊隆会館でも。

委員長：渡邊入所入園係長。

入所入園係長：PLOTについては、いわゆる本当に民間の、いわゆる学習塾みたいな部分と、それに併せて預かりも実施していただいているというようなことではありますけれども、あくまでも、いわゆる民間の取組という位置づけで、放課後育成支援事業には載ってない、市からの委託でもないし、市で指定管理でもないというところで、ちょっと市と切り離されたところでやっているといるというような形になります。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：複合学習スクールだから、個人スクールで、わかばのほうでは、PLOTさんに何人か行っているというので、waninaruは認められてるのだけれど、同等扱いかなとちょっと聞きたかったの。

それで対応して、実際120人超えてるのだけれど、データの出し方とかちょっとクエスションなのはいいとして、先ほどハードのところでは話なったけれども、はしわクラブ、ここははしわクラブの方々、運営会の方々と協議しながら、子供の数を言われると困るのだけれど、5、6年生を一関小学校が入るとなると、はしわクラブも・・・あたりもやっぱりほしくなる。

重要なのだろうと、その検討も並行して取り組んでいく必要があると思うのですが、その辺のお考えをお聞かせください。

委員長：松田健康こども部長。

健康こども部長：検討してまいります。

なかなか設備と人的、両面の体制が必要ですので、そこら辺、すぐとはいかないかもしれませんが、ちょうど、こちら辺、わかばクラブもはしわクラブもここが両方課題でしたから、片方がうまく解消になるとなれば、今度もそっちも考えていかなくては思っております。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：度々すみません。

令和5年度から、国庫補助制度が変わったわけなのですが、この大きい4番の職員数が多い単位でも短時間勤務の職員が多く、職員が潤沢ということではないというふうになっているのですが、この中で、支援員2人、常勤の支援員が2人になって加算ということですが、これちょっとハードルが高いのかなと思うのですが、この6年度の状況としては、この加算を取れているところというのはあるのでしょうか。

委員長：松田健康こども部長。

健康こども部長：6年度の状況まだ、把握できていないところがあります。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：支援員さんというのは資格が必要なのですよ。

補助員さんというのは、特に資格は必要ないと、ということで、なかなか短期間の方だけではなくて、なかなか支援員さんになる人がいないというふうなことをよく耳にするものですから、加算がうまく利用できるのかどうかと、せっかくの、何かその辺でいい支援員さんを増やす方法とか、何かお考えがあれば、お聞かせいただきたい。

委員長：松田健康こども部長。

健康こども部長：基準単価としては、制度の拡充としてはなったわけですが、やっぱり、現場のほうでそういうそれに見合う体制が取れるかというのは、また実際は別問題などころがありますので、私どもとすれば、こういうふうな加算ができるので、その活用も含めて、御検討いただきたいという周知のところを努めたいと思います。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：さっき各皆さんから様々質問があって、そのとおりだなと思って聞いているのですが、支援員の皆さんが充足率がなかなか、何とか回しているというふうな実態のようでは、どういう方々が支援員になっていて、できれば年齢構成まで分かるのであれば教えてもらいたいし、そして、例えば、支援員になる方々にも何年現場に出なきゃならないとかなんかという縛りがあります。

そうした中で、修紅短大では、保母の資格を取られた方が、新卒で出てくるのだけでも、そういう方々の就職先として、支援員とか何かというのが今後入ってくる余地があるのかどうか、その辺なども教えていただくと大変ありがたいのですが。

委員長：岩淵児童保育課長。

児童保育課長：まず、年齢構成なのですが、あまり若い方々がということではないようです。やはり教員を終わられた方であったり、あとは、育児を終わられた方だったりというような形で、実際支援員さんになるためには研修も受けていただく必要があるので、そういった時間がある方といったら申し訳ないのですが、そのような形の方々なので、ちょっと年齢構成的には上になってこようかと思っております。

また、就職先としてというお話でありますけれども、どうしても放課後児童クラブの仕事の時間帯が長期休暇以外になれば、お昼から夜までといたしますか、7時までというような時間帯になってくるので、なかなか通常のフルタイムというようなイメージではないですので、逆に就職先として考えていただけるということのほうが少ないのかなというふうに考えております。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：今の答弁では、教員の先生を卒業された方とか、あとは比較的育児を終えられた方々がそれを担っているというふうな話ですけれども、本来の支援員、児童クラブを支えている人たちの支援員の活動っていうのは、そういった形で今まで運営してきたのだけでも、将来子供たちの数がどんどん減っていくという中で、それで本当にいいのだろうかというふうに私は思えるのね。

フルタイムで働かないので午後からの勤務だから例えば新設の新人の修紅短期大学を終わった学生さん方が、児童クラブで働くようなことはできないみたいな話なのだけでも、そういうたことを取り払って、そういう人たちの就職先としても、やはり考えていくという、そういう姿勢が大事になってくるように私は思えるのだけれども、これは年寄りの杞憂として考えてもらってもいいのだけれども、やはり大きな問題だと思うのです。

全国的に見ても支援員になられる方が不足している。

そういった実情があるわけだから、もう少し積極的な捉え方を、今後一関市としても考えていく必要があるのではないかと私は思います。

こういう考えに対して、松田健康こども部長はどのようなお考えかお聞きしたいです。

委員長：松田健康こども部長。

健康こども部長：どこの分野でも人手不足というようなのが大前提にあって、働き手の確保というのが難しいところではあります。

それで、この後の子育て支援にも共通する話なのですが、やはりいろいろなサービス

がどんどんどん出てきて、全部のサービスにやっぱり受皿、受入れ側の体制づくりっていうのが必要になってきておりますので、それがないと全然実行できないことですので、やっぱり場合によっては、場合によってはというか、もはや地元の働き手だけでは難しいのかなっていうふうなことを思っていますので、広く受皿づくりっていうふうなのが考えていかなくちや駄目だっというふうに思っております。

委員長：岩淵委員。

岩淵（優）委員：私のほうから2ページ目の、5番目、支援を必要とする児童への対応ということで、1、2、3とこう書いていますが、よくよく見るとなんかよくまだはつきり分からないような受け止めをしたのですけれども、これは具体的にどのような、これから取り組むといたしますか、確認をするだとか、必要な処置を講じるとか、加算の可否を検討してとありますけれども、どんなスケジュールでこれはやろうとしてるのか、そこについて教えていただきたいと思えます。

委員長：松田健康こども部長。

健康こども部長：表現的に確かになんかあやふやな曖昧な感じでしたがけれども、この就学支援委員会を、まず、①の調査というか確認はすぐいたします。

あとは、就学支援委員会を公の機関として位置づけることの調整は教育委員会との調整ですので、こちらの方も①の状況調査の後にすぐできますので、来年度の当初から加算の方向で実施することを検討しているというふうな意味で捉えていただければと思います。

委員長：岩淵委員。

岩淵（優）委員：教育委員会との絡みも、今お話ありましたけれども、ここのところは今の段階です、何か教育委員会と事前に一定のこのすり合わせといたしますか、調整といたしますか、こういう方向性というところについての協議というのはされているものなのでしょうか。

委員長：松田健康こども部長。

健康こども部長：まだ具体的な協議はしておりませんでしたので、まずこの調査をして、すぐ協議をしたいと思えます。

委員長：岩淵委員。

岩淵（優）委員：御存じのように対象になるお子さんは、年々増えていらっしゃる、本当に切実な問題になっていると私は認識をしておりますので、ここは本当にしっかりしたスケ

ジュール感を持って取り組んでいかないと、特にお子さんというよりも、お子さんもそうなのですけれども、親御さんの方ですね、保護者の方々にとっては非常に切実な問題だと思いますので、ぜひ教育委員会とタッグを組んで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

委員長：ほかにござひませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で、本日の放課後児童クラブについての調査を終わります。

次に、一関市の子育て支援の現状についてを議題といたします。

説明を求めます。

松田健康こども部長。

健康こども部長：それでは2つ目のテーマですが、子育て支援の現状について3ページを御覧いただきたく思ひます。

ここでは各事業の実施状況というふうなことで説明をさせていただきます。

それで1番から資料の8ページに行きます6番まで項目立てしておりますけれども、それぞれこども家庭課と児童保育課が所管する部分になりまして、ページ行ったり来たりしてもあれですから最初飛び飛びになりますが、こども家庭課のほうから一括して説明させていただき、続いて児童保育課の分を戻りながら、一括して説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

委員長：及川こども家庭課長。

こども家庭課長：私から、一関市こどもセンターの役割と機能について説明させていただきます。

まず、この一関市こどもセンターは、児童福祉法の改正により令和6年4月から各市町村に設置が努力義務化されたこども家庭センターとして設置したものになり、当市では一関保健センター内に設置しております。

資料の1番、(1)の役割についてお話しさせていただきます。

まず、こどもセンターの役割ですが、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関することや、子供と子育て家庭、これには妊産婦も含みます福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供することになります。

こどもセンターの主な業務ですが、(2)にありますとおり、保健師が中心となって行う妊娠、出産、子育てに関する相談や、こども家庭支援員が中心となって行う子育てに困難を抱える家庭の相談などを行い、支援を必要とする人を必要なサービスにつなげ、計画的に支援するサポートプランの作成や関係機関と連携しながら、支援体制を充実強化していくための地域資源の開拓などを行います。

実施体制につきましては、(3)にありますとおり、責任者としてこどもセンター長、また、母子保健分野と児童福祉分野、双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することができる統括支援を配置し、センター長をこども家庭課長が、統括支援員は、臨床心理士資格を持つこども企画係長、そして業務はこども家庭課職員が兼務しているところであります。

資料めくっていただき6ページをお開きください。

4番の子育て世帯訪問支援事業の状況について説明させていただきます。

まず、支援の対象となる方、支援の対象となる世帯ですが、保護者に監護させることが不適當、またはそれに該当するおそれのある世帯や、食事や生活習慣などについて、不適切な養育状況にあるなど、養育を支援する必要があると認められる世帯。

若年妊婦、その他、出産後の養育について、妊娠期間中から支援を行う必要があると認められる妊婦、またはそれに該当するおそれのある妊婦がいる世帯などになります。

次に、訪問を行う支援員に必要な資格ですが、市が適當と認める研修を修了した人になりますが、例えば、こちらのほうに例を挙げておりますが、訪問看護師養成研修や居宅介護従事者養成研修などを修了した人になります。

7ページをお開きいただきたいと思います。

支援員の役割についてですが、まず食事の準備や後片づけ、掃除や洗濯などの家事支援、食事の介助や入浴の補助、子育てに関する相談や情報の提供などを行い、子供や保護者が安心して過ごすことができるように支援するものです。

7月3日現在、2世帯への訪問を予定と記載しておりますが、その後1世帯の訪問を開始しております。

その世帯が(4)にある相談を受けた事例の世帯になります。

この事例につきましては、この場限りとしての提供とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

こちらの世帯はお母さんと子供2人の独り親世帯3人の世帯になります。

お母さんは市内の会社に勤務していますが、月末、月始めがとても忙しく、この時期の帰宅が夜8時頃になります。

この時期は、小学校高学年のお姉ちゃんが御飯の準備をし、弟に食べさせるなど、弟の世話をしていますが、弟が発達に特性を抱えているため、お姉ちゃんはその対応をかなり負担に感じておまして、兄弟ともに安心して家で過ごすことができない状態になりました。

そこで、母親の繁忙期に家事支援を行い、子供たちが安心して過ごせるよう、またお姉ちゃんがヤングケアラーになることを防ぐために支援に入ったところです。

続きまして5番の児童育成支援拠点事業、こども第三の居場所の制度概要と実施状況について説明させていただきます。

まず、こども第三の居場所は、家庭や学校での生活に困難を抱える子供に安心して過ごせる場所を提供し、子供たちが信頼できる大人や友達と過ごしながら、生活習慣や学習習慣を整え、将来の自立に向けて生き抜く力を身につけられるように支援するところになります。

(2)の実施状況、進捗状況ですが、まず1か所目については、社会福祉法人ふじの園

が山目地内に建設に向け準備を進めているところです。

2か所目につきましては去る7月3日、公募型プロポーザルを実施して、特定非営利活動法人を補助事業者として選定したところです。

また施設の概要につきましては、まず食事を取るお部屋や相談できる個室、お風呂や勉強するお部屋などを整備し、生活学習習慣を整えることができる場所としているところであります。

私からの説明は以上になります。

委員長：岩瀨児童保育課長。

児童保育課長：では私からは児童保育課所管の分について御説明をさせていただきます。

資料のほうは3ページからになります。

3ページの2、保育所、認定こども園の現状という形になります。

全体のほうを御説明させていただきます。

まず区分についてですが、こちらは縦に保育園、こども園（保）とありますが、こども園の保育園部門、その次がこども園の幼稚園部門というふうな形になっております。

そして幼稚園と、あとは地域型保育事業ということの5つで分かれております。

認可定員が3,553人に対し、利用定員は3,415人、ゼロ歳児は158人、1歳児が364人、2歳児が394人、3歳児が503人、4歳児が543人、5歳児が584人ということで合計で2,546人の方が今現在、7月1日現在で保育所、こども園のほうに入所をされているという形になっております。

4ページのほうにあります表は、それぞれ今の区分に対して①から⑤ということで、公立、私立、委託ということでの内訳を記載しております。

委託というものはですね、市内に居住している児童が、市内の保育施設を利用している保育施設に通っているというような人数になりますし、各それぞれの表の公立の隣にある括弧の数ですが、こちらについては、それぞれの施設数を表しております。

ですので①の保育園の公立(11)というのは、公立の施設が11あるというような意味になっております。

①から⑤の詳細につきましては後で御覧いただければというふうに思います。

続いて5ページになります。

(2)の待機児童になります。

①ということで、国基準待機児童数はゼロという形で記載をしております。

国基準待機児童の考え方ということで、以下の要件に該当しないものということで、下の要件に該当している方はその待機児童にはカウントしないというような形になっております。

まずは調査日時点において、保護者が求職活動中の場合。

あとは広域利用の希望があるが利用できない場合は、申込者の居住市町村で待機児童にカウントするというので、先ほどの委託の逆の考え方で、市外に居住している児童が市内の保育施設を使いたいとただそこいっぱいなので今入れませんよっていう場合には、その待機児童のカウントはその居住している市町村で行うので、当市のほうのカウ

ントにはならないというような形になります。

ですので、申込者の居住市町村で待機児童にカウントするということになります。

そして付近に保育施設がないなどのやむを得ない理由があつてですね、長時間の預かり保育や家庭的保育事業、あとは企業主導型保育事業などで保育されている場合はカウントしないと。

あとは一定期間、入所待機のままの状態でいらっしゃる方もカウントしないと。

現在、どちらかの園を利用していらっしゃるのですが、転園希望している。

第一希望ではなかったのだからにやりたいというような形で申込申請をされている方も実際はカウントしないと。

あとは調査日時点において、利用希望日に到達していないものということで、産休ですとか一休明けの利用希望として、事前申込みをされている方、そういった方についてはカウントしないと。

あとは特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合ということで、どうしてもここじゃなきゃ嫌だつて言われたりすると、それはそのまま待機していただくというような形になりますし、あとは調査時点において保護者が育児休業中の場合ということで休業中は見ていただけるとのことでの待機児童にはカウントしないというふうな形になります。

②の方に行きまして、実待機児童数ということで、実際そういった国の基準には該当はしませんが、申込みをされて実際待機されている方というのが下の表になります。

西の方については一関のみで18人、東の方はそれぞれの人数で10人ほどいらっしゃいますが、こちらの理由としてはですね、育児休業中の利用の予約ということでやはりゼロ歳児が多いということと、昨年と比べてですね、施設がやはり昨年の待機児童とはまたばらばらなので、やはりそういったところかなというふうに推測をされます。

あとは特定の施設のみを希望というのは一関の辺りではそういう方もいらっしゃるということですし、その特定の施設のみを希望するという一つの理由の中に下にあるように、兄弟姉妹と一緒に入園を希望しているのだからというような形で、実際の待機児童数は合計で28人というような形になっているところであります。

近年はですね第五希望まで本来申請書に書けるのですが、第一希望のみという記載の方も多いため、待機児童数がちょっと増加の傾向にあるのかなというふうに考えているところです。

続いて3、病児保育室の概要と利用状況になります。

まず事業の目的ですが、保育所等における医療的ケア児の受入れ、すみません。

病気の治療中または回復期で保育園などに登園できない子供を一時的に預かる事業というふうになっておりまして、その対象者については、保護者の就労等により、家庭で保育を行うことが困難である場合、そして医師が病児保育利用可能と認めた子供というふうになっております。

利用時間については、1日単位で、原則として連続するおおむね7日間以内というふうになっております。

市内での実施状況ですが、④にありますように市内では3施設が実施をしております。

病児保育室すまいるということで、クラリス保育所の中にあるもの、あとは病児保育

室ポカポカということで、はなほこども園ということで昨年度までの認定こども園花泉保育園のほうにあるもの、あとは病児保育室ひこうき雲ということで、谷藤内科の中にあるものというこの3つのところで受入れを行っております。

いずれも月曜日から金曜日まで8時半からですが、終了時間のほうはそれぞれ17時以降ということで17時20分、17時、17時30分というような形になっております。

対象年齢については生後6か月からですが、すまいるのほうは就学前の乳幼児まで、ぽかぽかとひこうき雲さんは小学生までというふうになっておりますし、利用定員はすまいるさんが4名、ぽかぽか、ひこうき雲は2名というふうになっております。

利用料金については1日2,000円というところが基本になっているかと思えます。

すまいるさんの場合は4時間未満であれば1,000円、4時間以上であれば2,000円というふうな形になっておりますし、給食おやつについてはいずれの施設も300円というふうになってございます。

利用状況ということで、(2)には令和5年度の実績を載せております。

すまいるさんは180人、ぽかぽかは55人、ひこうき雲では48人、合計283人の利用というふうになっております。

続いて8ページになります。

医療的ケア児保育支援事業の制度概要と実施状況になります。

まず事業の目的ですけれども、保育所等において医療的ケア児の受入れ体制の整備と、あとは医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るというもの。

あとは医療的ケア児に関する技能及び経験を有したものであるということで、医療的ケア児保育支援者というそうですが、そちらを配置して、医療的ケア児に関する支援や助言、各種研修の受講勧奨、あと市町村においてはですね、受入れに関するガイドラインの策定など、安定継続した医療的ケア児への支援体制の構築を図ることとなっております。

内容についても目的に即したような形で保育所では研修受講等による医療的ケア児の受入れがメインですし、自治体にしてみればガイドラインの策定ですとか、医療的ケア児の受入れ検討や、関係機関、受入れ施設、保護者との調整や連絡体制の構築を行うというふうになっております。

医療的ケア児を受け入れようとする施設に保育士や看護師、准看護師、保健師または助産師を配置し、医療的ケアに従事させることですとか、あとは保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援の取組を行いまして、保育所等において、医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備し、地域生活支援の向上を図る事業というふうになっております。

事業の主体については、都道府県または市区町村というふうな形になっておりますし、補助基準額ということでそれぞれ以下のおりとなっております。

補助率については、国が2分の1、県が4分の1、市区町村が4分の1を負担するというふうになっております。

例えば看護師を配置した場合ですと、1施設当たり529万円の補助基準額というふうになります。

大体264万円が国庫補助、132万円が県補助、端数を含んで133万円が市の負担というふうな形になろうかというふうに思います。

説明を聞いて、その説明にも納得は一応するのだけれども、待機児童やっぱりなくしていくって言うようなことをやっていっていただきたいという思いがあるのが前提で、その調査日時点で、保護者がその求職活動中っていうところがあるのですが、私自身がこの求職活動中で、活動していると、企業のほうから事業所のほうから預けられる、赤ちゃんを抱えて求職活動をしていると、企業のほうからは、預けられる保育所はちゃんとあるのですかっていうふうな卵が先か、鶏が先かみたいだね、そういった私経験をされていて、それで早く保育所を決めたい。

決めないと就職ができない。

でも就職しようとする、活動すると、保育所が決まってないからちょっと採用が難しいですねみたいなことを言われたりとか、何かそういう実態はあるのですよ実際に。

これはもう本当に30年以上前の話なのだけれども、いまだに似ている状況があるのかなと思いつつながら。

委員長：簡潔にお願いします。
菅原委員。

菅原委員：すみません。

この待機児童なくしていくためには、あと市のほうとしては、どういう取組をしたらなくなっていくのかというのを本当に具体的な小さいことでもいいので、まずお尋ねしたいということがあります。

それから、定員なのですが、もともとの定員に関しては。

委員長：岩淵児童保育課長。

児童保育課長：ゼロにするためにどうするかというお話なのですが、やはりそこはこちらとしても悩ましいところで、先ほども理由の中でお話しさせていただいたように、本当に具体的な例をちょっと挙げてしまいましたが、一関あおば保育園でないと嫌だと言われて、第一希望でそれしか書いてこない、どこにも調整のしようがないといいますが、こちらから押しつけることもできないので、こちらの保育園が空いていますのでどうですかというのもあったりとか、あとはやはりどうしても兄弟一緒じゃないとって言われてしまふとなかなかどうしても調整がつかないと、こちらでいろいろなことをお願いをしたとしても、首を縦には振っていただけない状況があるので、なかなか難しい状況があるのかなと思っております。

いずれにせよ、ただ実際今お話あったように、そうでなくても親御さんの就職活動といいますが、お仕事に関わってくる部分もあるので、そういったところをもう少しお話を聞きながらですね、どういうふうにしていければいいのかなというところを協議していくことが必要なのかなと、ただ単に申請を受けるだけではなくて、どうですかというような声もこちらからすることが必要なのかなというふうには感じております。

委員長：菅原委員。

菅原委員：この待機児童のことなのですが、この5ページの表を御覧いただきたいです。

実際にゼロ歳児の待機児童すごく多いので、実際に私自身も一関市は6か月以上の子供から預かるということだったのですが、私はほかの他市で5か月から預かってもらって、上の子も下の子も5か月から保育園に預かってもらいながら子育てをしてきたのですが、やはりゼロ歳児の、ゼロ歳児はその3人に対して1人の保育士が必要だということで、なかなかやっぱり保育士不足なのかなっていうふうな、ちょっと想像もするのですが、ここをやっぱり解消するためには、具体的にどういうことを施策として取り組むってようなことが必要だと思われるか。

ちょっとそこをお伺いしたいと思います。

委員長：岩瀬児童保育課長。

児童保育課長：ゼロ歳児につきましては、実際こうやって、実人数、実待機人数として出ておりますが、先ほどの理由にもありましたように、調査時点において、まだ育児休業中という方のほうが多いというように思っております。

というのも、先ほどもお話しさせていただきましたが、毎月でこのゼロ歳児の待機児童数が変わったり、あとは施設自体も変わっていますので、昨年度と比較すると全然違うような保育施設になってますので、こちらについては充足率も全て100超えてるわけではございませんので、今の現状で言えば、育児休業中の方の利用申請の部分であろうかなというふうに考えております。

委員長：菅原委員。

菅原委員：ゼロ歳児・・・私、東のほうの地域で、私、東山町なのですが、第一希望東山、それから第二希望藤沢、そして第三希望を川崎にして、どこも満杯だったと。

そして一関に措置されて、まあ仕方がないからといってそこに行くことになったのですが、やっぱり1か月頑張ったけれども、やっぱり実生活的にもう無理、往復、朝1時間半かかって、また就業終わってから1時間半かかって、全然なんか仕事ができないっていうか、もう生活自体がもう成り立っていかないような状況とかもあって、本当にやっぱり第一希望、第二希望、第三希望をしてもらってないっていうのはこちら側の、市の側の行政の側の理由であって、実生活しているお母さん方、御家庭にとっては全くやっぱりその御提案っていうのが生活とかけ離れているっていうことはやっぱり分かっていたいただきたいなと思いつつ、やはりこの枠をどうにかこう広げていくっていうようなことをね、やっぱり考えていかないとならないのでないかなというふうに思っております。

それが、無駄ではない。

無駄に見えるかもしれないけれど、無駄ではないという。

委員長：菅原委員。

再三申し上げますけれど、簡潔に質問をお願いします。

菅原委員：すみません。

何か熱くなって。

ちょっと一般質問と間違えて。

では、そういうような感じでございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

どうでしょうか、部長お願ひします。

委員長：松田健康こども部長。

健康こども部長：人数がこれから減っていくところも我々とすれば運営側としてすればやはり悩ましいところはあります。

そういう中でなるべく人を雇うということはこれから対象者が減っていくと雇い続けなければ駄目だということがありますので、臨時的な職員配置っていうふうなものも含めて、やっぱりなるべくその今の時代に合った保育に近づけていきたいなというふうに考えております。

委員長：この際、委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代いたします。

副委員長：それでは、暫時委員長の職務を行いますのでよろしくお願ひいたします。

質疑を行います。

永澤委員。

永澤委員：8ページでございます。

医療的ケア児の保育支援事業ということでありまして、目的の丸2つの3行目のところで、3行目といいますか2行目の管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、吸引等研修の受講等を勧奨というふうにございますが、これは勧奨ということを進めるというのですが、このための制度の支援っていうのは具体的に、具体的に市であるのでしょうかお伺ひします。

副委員長：岩淵児童保育課長。

児童保育課長：具体的な支援ということで、研修を受講した場合にということよろしいですかね。

そういったときには補助の対象になったりというような形での、実際あとは行かれる、もしくは研修を受ける職員が私立の保育施設の職員であれば、補助なりなんなりという話になりますし、市の職員であれば、その公務としての費用負担というふうな形になるかと思ひます。

副委員長：永澤委員。

永澤委員：それですね、負担なのですが、市の職員でない場合のところのほうが多いというように考えておまして、その方々への勧奨だけではなくて、種目よっての負担割合だったり、そういうことが明確になったほうがいいのではないかと考えております。

そうでなければ、実際に受講してみようとか、資格を取得してみようかというようなことに結びつかないのではないかと考えておりますので、その辺のところの周知だったり、そういったところに関してはどのようになっていますでしょうか。

副委員長：岩淵児童保育課長。

児童保育課長：すみません先ほどちょっと答弁が足らなかったと思います。

一応、実施研修を受講する場合にはですね、受講支援ということで1施設当たり30万円の加算がきます。

ただその加算の中では補助率とすると、国が2分の1、都道府県が4分の1、市区町村が4分の1というふうになっております。

その医療的ケア児につきましては、いろいろな施設に誰もが入れらるっていうわけではないので、いろいろと保育士や保健師から情報をいただいた上で、あとは入所される入所を希望する保育施設と協議をした上で、どのような形で持っていくのか、それこそ8ページのほうにありますように、その訪問看護ステーションさんの訪問ですとか、あとは看護師を雇っていただいているところもあります。

看護師を雇っていただいた場合にも、1施設当たり529万円というような形で補助はありますので、そういったところ、あとはその直接実施を行いたい、もしくは実施しようと考えている施設さんと協議をさせていただいて、制度も周知しながらですね、お話をさせていただくような形になろうかと考えております。

副委員長：永澤委員。

永澤委員：奏楽のたねというのですかね、萩荘保育園の後のそういったところの、ここには載ってないのですけれども、どういう市では位置づけといたしますか、考え方なのかお伺いをいたします。

副委員長：及川こども家庭課長。

こども家庭課長：萩荘にあります奏楽のたねですが、保育所とかではなくてですね、放課後デイサービスということで、障害児の受入れをする施設になりますので、こちらとはまた違ったものになります。

副委員長：永澤委員。

永澤委員：それは、同じような支援が受けられるものなのですか、先ほど岩淵課長がおっしゃったような。

副委員長：及川こども家庭課長。

こども家庭課長：奏楽のたねのほうにつきましては、こちらの補助の基準とはまた別なものになってくると思います。

手元に資料がなくてですが、どちらかというところと障害児のほうの対象になってくるのではないかと思います。

副委員長：それでは委員長と交代いたします。

委員長：岩淵委員。

岩淵（優）委員：7ページの上から(4)相談を受けた事例ということで、ここだけのお話ということで課長さんからお話をされました。

この相談を受けた事例、この相談はどのようなルートで来るのですかね。

どうやってキャッチするのか。

そこをちょっと教えていただきたいと思います。

委員長：及川こども家庭課長。

こども家庭課長：こちらのケースですが、児童相談所のほうから、こちらのほうに情報提供がございまして、支援について検討して、今現在訪問している状況です。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：そうしますとこの6ページは、6ページからの続きだと思うのですが、子育て世帯訪問支援事業の状況ということで、この子育て世帯訪問支援事業というですね、事業からもキャッチアップができる。

児童相談所だけではなくて、あの事例は児童相談所から来ました。

市としてもやっているこの事業でも当然そういう、何ていいますか、来る。

これ何でしょうね、親御さん保護者、保護者の方っていうか、親御さんっていうか、何ですかね、市としてもこういう事業をやっているぞとかですね、何かもっともっと、ちょっと推測で申し訳ないのですけれど、似たような、同じようなそういう状況に陥っている御家庭っていいですか、あるのかって、その辺って何か、どうやって、毎日毎日家庭訪問するわけじゃないでしょうから、非常に大事な事業だと思うのですけれど、どのようなイメージを描いてらっしゃるのですかね。

児童相談所から来るのを待っているのか、事業として積極的に行くのか、このところはどんな感じなのでしょうかね。

教えていただきたいと思います。

委員長：及川こども家庭課長。

こども家庭課長：こちらの子育て世帯訪問支援事業ですが、いろいろな方、全ての方が受け入れる対象となる事業ではございません。

ですので、こちらのほうにこども家庭課のほうにいろいろな相談が日々舞い込んで来ますので、その内容、相談内容をこちらの方で受け止めて、あとこちらのほうには家庭訪問とか支援員が訪問したりするのですが、そのときに支援が入ったほうがいいのではないかと、そういったところで協議をして、あとはこのサービスにつなげるという方法もございますし、はい。

委員長：松田健康こども部長。

健康こども部長：補足しますけれども、決してこっちで待っているというスタンスではなくて、こちらから出ていくというスタンスはあります。

こっちから出向いてって相談員さんが出向いていったときに把握した事業、把握したケース、あとはもちろん窓口に来ていただいたケース全てこっちで拾い上げるってことですけれども、この事業はその中でハードケースと申しますか、ちょっと大変なケースというふうな位置づけでありまして、これ以外の相談事業というふうなものももちろんありますから、こちらからも積極的に把握に努めているところであります。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：分かりました。

あと5ページのところなのですが、先ほど来いろいろ待機児の話が出ておりましたが、何て言いますか、一つの例ですけれど、3歳のお子さんと、ゼロ歳児のお子さんを2人を抱えて、ゼロ歳児の育児に集中しなければいけないと申しますか、そういう中でお母さんというか保護者が自宅にいますよねということで、3歳児を預けたいのだけれど、いやいやいますよねおうちにと理由があって、結局その育児疲れではないですけれど、いろいろその育児にストレスを抱えている方もいらっしゃるのですよね、そういう視点からの何て言いますか、3歳児のお子さんを預かるっていいですか、そういう見方もですね、多分されてると思うのですが、単純に線を引いた形のあれじゃなくて、そこは今後誰でもこども通園制度を多分今、試験的に始めてるっておっしゃってましたけれども、何かそういうケースもあってですね、育児支援、保護者に対する支援のところをいう視点ということもですね、その辺はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

委員長：岩渕児童保育課長。

児童保育課長：今のような形です、実際上の子と下の子、下の子の面倒を見るために上の子をなかなか見切れないような場合、などということもあるのですが、まず、その前に、ゼロ歳児もしくは1歳児、2歳児の頃に保育所に入っているようなお子様であれば、継続して下の子が生まれるというのでも継続して園入ることはできるかなと思いますが、そうじゃない場合ですけれども、そうでない場合にも、一時預かり事業とか、そういった事業がありまして、保育園に通ってない子供を保育園に通わせることができるような、そういった制度もありますので、そういったところも周知しながら、育児疲れというのでしょうか、こども誰でも通園制度もそうですけれども、そういったところを解消していければいいかなと思いますし、そういった制度の周知についてもやはりやっていかなければならないのかなというふうに思っています。

ただ、これが根本的な解決策とまではいかないかもしれませんが、継続して考えていかなければならない課題と思いますが、実際、今どうしても疲れている、今、ちょっと預けたいという場合には、そういった事業の利用もあろうかというふうに考えております。

委員長：ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、以上で、本日の一関市の子育て支援の現状についての調査を終わります。健康こども部長、職員の皆様、お忙しいところ御出席いただきありがとうございます。休憩します。

（休憩 15：12～15：13）

委員長：では、再開いたします。
その他に入ります。
委員の皆様から何かございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、その他を終わります。
以上で、本日予定した案件を終わります。
これをもちまして本日の委員会を終了します。
御苦労さまでした。

（午後3時13分 終了）